

# 宇佐宮領豊前國常見庄について

中山重記

## 目次

### 一 はじめに

### 二 宇佐宮領常見名田

### 三 豊前國常見庄

### 四 下毛庄

### 五 宇佐庄

### 六 おわりに

## 一 はじめに

宇佐宮領は宇佐大鏡によれば、宇佐宮封戸の庄園化した一郡十郷三ヶ庄を中核（第一層）とし、第二層に、位田・油料・供田等が庄園化した本御庄十八ヶ所がある。十八ヶ本御庄は国免庄である。第三層は常見名田と称する神領である。常見名田は治開田・寄進田の集合体の総称であった。これは国半不輸の雜役免であったが、院免<sup>(3)</sup>・国免<sup>(4)</sup>・大宮司の設定等によつて庄園化したものもあつた。

註 (1) 封戸の莊園化の時期は明瞭でない。宇佐宮領封郷の初見は長元々（一〇一八）年の「大中臣守安等譲状」（永弘文書）に封戸郷とある。この文書は文面から見れば律令制下の宇佐宮の封郷のように見えるけれども、文書中の坪名御田は岩崎庄御供田である。よつてこの封戸郷は宇佐庄園としての封戸郷である。長保五（一〇〇三）年の「八幡大菩薩宇佐宮司解」（宮寺縁事抄）によれば、十八ヶ本御庄のうち、筑前国嘉摩郡綱別庄・穂浪郡椿庄・肥前国小城郡大楊庄・赤自庄・杵島郡大町庄はすでに宇佐宮領として成立している。他国にある位田・常名田等が長保五年まで庄園化している以上、宇佐宮封郷の庄園化は十世紀の終期には終っていたと見なければならぬ。

- (2) 宇佐大鏡に小家庄・小河庄・御深庄については、治安三年の筑後国符による立券文がある。新開庄については、「数代国司任代」と例、「于今奉免」とあり国免庄である。角田庄は守豊原時方の任、津隈庄は守業任の任、到津庄は守宗岳為成の時立券している。その他の十八ヶ本御庄の立券者は不明であるが、前記の如く七庄が国免庄であるから、他の十一庄も国免庄と見てよいであろう。
- (3) 宇佐大鏡によれば、院免庄の例としては宇佐庄・下毛庄などの常見庄。
- (4) 宇佐大鏡によれば、國免庄の例としては宇佐宮領朝見郷等がある。
- (5) 田原別符は大宮司の外題判によって成立している（宇佐大鏡）。田原別符は国衙も田染庄内と認めていたからであろう。

## 二 宇佐宮領常見名田

宇佐宮領常見名田は、豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後に散在していた。これらの常見名田は別名体制をとり、国半不輸領であった。<sup>(1)</sup> 国半不輸とは庸調雜役の全部が宇佐宮の収入となり、田地は国の検田使が検田の上、正税（ノ租）の全額を国衙の収入とすることである。こうした雜役免を一色田といふ。ところが院政のはじまる頃から、常見名田の国衙収益分の正税徵收権を国衙が宇佐宮に寄進し、宇佐宮領となるケースも多かった。

常見名田の正税徵收権放棄は国司によって行なわれるので、国司の代る度に免判を必要とした。ある国司が前例を破って正

税を取ることもしばしばであった。宇佐宮側ではこれを「国司の妨」<sup>(3)</sup>といつた。宇佐宮では「国司の妨」を停止するために、院下文・大府宣等を申請して、一円領主化を志向したものである。一円領主化された常見名田は、庄を号する場合が多かった。常見名田のうち豊前国だけを取りあげて見ると第一表のようになる。

第一表 豊前国常見名田表

常見名田 郡名	田数	官召加地子 起請田	余田
上毛郡	丁 300	丁 146.2	153.8
下毛郡	700	177.46	522.54
宇佐郡	200	127.76	72.24
築城郡	不明	482.98	不明
規矩郡	× 90	75.68	14.32
京都郡	× 140	86.58	53.42
田川郡	× 110	88.68	21.32
計	1,540 丁 十築城部分	1,185.34	837.64 + 築城部分

- (1) 本表は宇佐大鏡により作る。  
(2) ×印は「豊前国建久岡田帳断簡」(到津文書)<sup>(4)</sup>による。

第一表で考えられることは、仲津郡がおちていることである。その理由は不明であるが、京都郡の中に仲津郡が含まれているのかも知れない。今後の研究に俟つこととする。築城郡の恒見田数が不明であるが、宮召加地子起請田が四百八十二町余あるところから見れば、田数は五百町以上はあったことが想像される。そうなると豊前国常見名田の合計は、二千四十町以上となる。

宮召加地子起請田について、種々の説があるが、宇佐宮への加地子等の貢納を在地の土豪が、宇佐宮に対し恒久的に請負った請負田であるとする説が通説となっている。

大鏡の豊前国常見名田の記事の次に、

件稱常見名田者、多分者治開田也、又甲乙領主奉寄少々

有レ之、於半不輸之地、毎年入勘國檢田使、号起請田六百五十丁者、官物丁別准絹二疋、全田官物准絹八疋、弁濟國庫之外、一切停止他役、偏勤仕神役<sup>(5)</sup>被時宮召加地子<sup>(6)</sup>丁別雜米<sup>(7)</sup>〔常見名田〕

とある。六百五十町の常見名田起請田からは丁別に准絹二疋を国衙に納め、余田からは、丁別准絹八疋を国衙に納めれば、あとは一切神役勤仕である。同じ常見名田であっても、余田は起請田の四倍の官物を納める。宇佐宮收入は起請田と余田とで非常なちがいがあるので、田数は記さなくとも宮召加地子起請田の田数は忘れずに書いてあるのは、ここに理由がある。

問題は宇佐大鏡の記述に、第一表に見るようすに豊前国常見名田の官召加地子起請田の田数は千百八十五・三四町であるのに豊前国常見名田を書いた最後の条には起請田は六百五十町となっている。約半分である。同じ記録で、このように大きな差異のあることは、誠に理解しにくい。或は千百八十五町の起請田を記した原本は十一世紀末頃のものを使用し、六百五十町の起請田の記録は十二世紀頃のものを使用したのかも知れない。この点今後の研究に俟たねばならない。

註 (1) 「大分市史」渡辺澄夫博士「莊園制の発達」を参考にした。

(2) 大鏡筑前国小河庄条に、「於松延名田者、免除田率雜物公事雜役、為一色田」とある。

(3) この例は豊前国常見名田が下宮造管料所となつた常見庄七庄（八庄？）の場合特に甚だしい（後述）。

(4) 正木喜三郎氏「起請田の性格」『日本歴史』一四五号を参考にした。

(5) 起請田の対立語は余田である。この「全田」は「余田」と読むのが正しい。筆者も到津家から大鏡を借覧して謄写しているが、これにも「全田」と写してある。愚考するに「余」字の下の二点は左に点をうち右に点を打つのであるから、この二点が筆勢により一の横棒となり、文字は全となる。だから大分県史料も筆者も全と読んだのであるが、全田では意味が通せず、余田と読む時始めて意味が通ずる。正木喜三郎氏の前掲論文にこの部分を引用してあるが、何本によつたのか分らないが、その引用文には「余田」とある。

(6) 国半不輸の場合、宇佐宮常見名田では、國衛収納分は正税（二田租）であるが、令制では二束二把などと、稻をもつてした。それがここでは准絹という軽物に變っている。准絹は貨幣としての役目をもつっていたのであろう。

(7) 第一表を見るに、大鏡には筑城郡・規矩郡・京都郡・田川郡の常見名田の全田数は不明であるが、加地子起請田は忘れずに書いてある。

### 三 豊前国常見庄

大鏡の豊前国常見名田記事の終半、前項引用文の後に、

爰當宮御炊殿一院於<sup>ニ</sup>往古國役<sup>ニ</sup>每<sup>ニ</sup>臨<sup>ニ</sup>破壞<sup>レ</sup>、令<sup>ニ</sup>勤<sup>ニ</sup>造來之處、國衙寄<sup>ニ</sup>事於左右、四十余箇年之間、不<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>彼造宮<sup>ニ</sup>之間、及<sup>ニ</sup>破壞<sup>ニ</sup>之日、當國常見名田等永爲<sup>ニ</sup>不輸之神領<sup>レ</sup>、可<sup>レ</sup>勤<sup>ニ</sup>造件一院<sup>ニ</sup>之由、經<sup>ニ</sup>奏聞<sup>ニ</sup>之日、以<sup>ニ</sup>安元元年壬九月廿八日<sup>ニ</sup>、依<sup>レ</sup>請被<sup>レ</sup>下<sup>ニ</sup>院廳御下文<sup>ニ</sup>畢、則造<sup>ニ</sup>營仮殿<sup>ニ</sup>申<sup>ニ</sup>行遷宮<sup>ニ</sup>、勤<sup>ニ</sup>造彼一院<sup>ニ</sup>及<sup>ト</sup>擬<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>行遷宮<sup>ニ</sup>之期<sup>ニ</sup>、國司藤原朝臣成光稱<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>院宣<sup>ニ</sup>擬<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>停廢<sup>ニ</sup>之時、重經<sup>ニ</sup>奏聞<sup>ニ</sup>一日、停<sup>ニ</sup>止國司之妨<sup>レ</sup>、可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>不輸之神領<sup>レ</sup>由、治承二年壬六月<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>、重被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>院廳御下<sup>ニ</sup>文并大府宣<sup>ニ</sup>畢、剩爲<sup>ニ</sup>向後<sup>ニ</sup>經<sup>ニ</sup>奏聞<sup>ニ</sup>、以<sup>ニ</sup>治承四年賜<sup>ニ</sup>官宣旨<sup>ニ</sup>畢、以<sup>ニ</sup>治承四年十一月<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>請<sup>ニ</sup>宰府覆勘<sup>ニ</sup>、同五年二月之比申<sup>ニ</sup>行還御<sup>ニ</sup>畢、爰文治之比、國衙可<sup>ニ</sup>停止<sup>ニ</sup>之由經<sup>ニ</sup>奏聞<sup>ニ</sup>之日、社家言<sup>ニ</sup>上子細<sup>ニ</sup>之処、永可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>不輸神領<sup>レ</sup>之由、被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>權中納言藤原朝臣宗家宣奉勅之官宣旨<sup>ニ</sup>畢、仍所<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>不輸之神領<sup>レ</sup>也、

とある。御炊殿の造営は、上宮及び若宮が九国が造営料所であつたのに対し、豊前国が造営料所であつた。往古は下宮破壊の度に豊前の国役として造営してきたが、此度は、國衙が事を左右に寄せて、下宮を造営しないこと四十余年の長きに及んでいる。そこで宇佐宮は豊前国常見名田を不輸の神領として、下宮造営をすべきことを後白河院庁に奏聞した。安元元（一一七五）年壬九月廿八日、この奏聞は聽許せられ、豊前国常見名田を不輸の神領となし、これにより下宮造営が行なわれ、院庁下文によって国衙徵収分の正税は宇佐宮の収入となり、国半不輸の常見名田は不輸の神領となり、常見庄（恒見庄とも）と称された。この常見庄は院免庄である。然るに、下宮が完功し還宮の時に当り、豊前国司藤原成光は、常見庄の停廢の院宣を請うた。これに対し宇佐宮は重ねて後白河院庁に奏聞したので、院庁は国司の妨を退け、治承二（一一七八）年壬六月、重ねて院庁下文並びに大府宣を下されて常見庄は安泰であったが、宇佐宮は向後のため、奏聞を経て、治承四年に官宣旨を賜った。こうなると常見庄は勅免庄となつたのである。そこで宇佐宮は、宰府の覆勘を請ひ、同五年二月仮殿から下宮の本宮に還御した。文治（一一八五—九〇）の頃又もや常見庄を停廢せられんことを国司が奏聞した。宇佐宮は子細を奏上したので、中納言藤原家光宣奉勅の官旨を賜わり、常見庄は宇佐宮領勅免庄として固定した。

弘安元（一二七八）年十二月四日の「宇佐大宮司宇佐公有下文」（到津文書）に、

(下カ) 造御炊殿行事所

可下早依ニ先例ニ任ニ 本家御下知旨ニ平均催促令<sup>申</sup>造畢<sup>上</sup>料庄等事

上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄・田川庄・規矩庄

副下 本家御下知

右件庄者、爲ニ有レ限之御炊殿料庄、而爲レ令ニ勤造、以ニ去安元年中ニ令ニ成ニ一円庄号神領ニ之以降、毎ニ臨ニ破壊之期、令ニ造勤ニ者例也、而近曾彼社雖ニ令ニ朽破、料庄名主等寄ニ事於左右、令ニ難済ニ之条、神慮難ニ測之間、令ニ申ニ子細於 本家ニ之刻、御下知如ニ此者、早依ニ先例ニ任ニ御下知、不ニ嫌ニ不輸別納、不ニ論ニ定田免田、平均令ニ催促、且糺ニ明済否、且可ニ令ニ造畢ニ之状、所ニ仰如レ件

弘安元年十二月四日

(マ) 太宮司宇佐宿祢 (花押)

とある。右文書は宇佐大宮司が下宮破壊につき造御炊殿(下宮)行事所に下した下文である。この行事所は下宮造営が豊前の

國役であるから豊前国在庁と宇佐宮神人によつて構成されたものと思う。前述の下宮造営所常見庄は七庄より成り、上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄・田川庄・規矩庄から構成されていた。ここにも仲津庄がない。前述のように常見名田は仲津郡になかったので、仲津庄がないのが当然であるが、なぜ仲津郡に常見名田がなく、従つて仲津庄が成立しなかつたかは今後の研究に俟つこととする。この度は「本家下知状」を眞書として副下してある。本家とは近衛家のことで 摂閥家ではない。<sup>(4)</sup> 常見庄には「不輸別納」或は「免田地」を含んでいた(後述)がこれらの不輸別納や免田に対しても平均催促せしむべきことが、本家下知状に書かれていたものと推察する。安元元年院免庄として立券された常見庄は、文治には官宣旨による勅免庄となり、立券の基礎が固まつた。

註 (1) 嘉禄三年の「造ハ幡宇佐宮惣大工弁官大神國貞申状」(小山田文書)・寛永四年の「宇佐宮寺御造営等書上」(到津文書)。

(2)

年月日不詳「宇佐宮下宮申状案」（益永文書）に「彼造營料所者恒見庄八ヶ所也」とある。これによれば常見庄は恒見庄と書かれ、「八ヶ所」とあるから、仲津郡に「仲津庄」が立券された可能性がある。この文書を真とすれば、弘安元年の「宇佐大宮司公有下文」の常見庄七ヶ庄は、仲津庄の書落ということになる。なお今後の考究を要する。「豊前国建久岡田帳宇佐宮井弥勒寺領注文案」（到津文書）の田川郡に「恒見庄百十町」とあり、□矩郡に「恒見庄九十町」とある。

(3)

官宣旨は、事実書に、「權中納言藤原朝臣宗家宣、奉勅、……」という形式をとる。「奉勅」は「勅を奉るに」と読み、藤原宗家は勅旨を伝宣したものである。故に官宣旨によって成立した庄は勅免庄である。

(4) 宇佐宮本家は近衛家であり摂関家ではない。建長五（一二五三）年十月廿一日の「近衛家所領目録」（近衛家文書、「鎌倉遺文」収載）に「豊前國……宇佐宮」とある。この文書の終に「委見延久二年十月六日進官目録」とあるから、宇佐宮本家近衛家は延久二（一〇七〇）年以前まで遡ることができる。大鏡の築城郡城井浦の条に、「宇佐宮当官本家高陽院」とあるをもって高陽院が宇佐宮本家であるといふ説もあるが、高陽院領は、前記「近衛家所領目録」によれば、近衛家領である。

## 四 下 毛 庄

承久二（一一一）年の「下毛庄検田目録」（永弘文書）に、

□庄司解

□注進 承久三年検田目録事

合見作參伯陸拾肆町參段貳拾代  
除不輸祖田九十二丁卅

佛神事田七十六丁卅

金堂免二十二丁七反廿

永久十壹丁□反卅 此松永二丁六反九

（本稻重五丁）反

猪山社<sup>(2)</sup>上分田三丁 已成枝名

大貞社<sup>(3)</sup>免十町三反 已池水名

大根河社<sup>(4)</sup>免十町内

稻富二丁 稻男一丁 稻豐利一丁

弥稻生一丁 成<sup>(久カ)</sup>一丁 今行一丁

本市丸一丁 末久市九一丁 重久市九一丁

妻垣社免五丁二反卅

。尾  
ヨリ欠

とある。下毛郡の常見名田は、大鏡によれば田七百町となつてゐる。このように多いのは、山国・大家・麻生・野仲・諫山<sup>(5)</sup>・穴石・小楠の七郷のうち、先ず大家・野仲の二郷百戸が宇佐宮領の封郷となり、長徳六（長保二年・一〇〇〇）年に深水庄<sup>(6)</sup>山が立券されたが、これも野仲郷内の空閑地を宇佐宮権大宮司宗海・前播磨守如海が開作し宇佐宮燈油料として寄進したものである。石清水文書「喜多院所領注進」にも一郷に相当するような弥勒寺庄園はなく、香丸の七町、屋山福丸七町位のものである。だから、下毛郡七郷のうち、野仲・大家二郷以外の五郷の殆んどが国領であり、その国領のうち国半不輸の常見名田が七百戸と注されているのは当然である。承久三年の下毛庄検田目録によれば、下毛庄田は三百六十四町余である。これは52%の歩どまりである。常見名田の七百町というのが信用のかけない数字であったのか、それとも平安時代には国司の坊、鎌倉時代には地頭御家人の坊によつたものか、他に史料がない以上何ともいえない。

しかも、下毛庄三百六十四町余の中に、除田として、金堂免・猪山社上分・大貞社免・大根河社免・妻垣社免等合計百十八

町余が含まれている。この百十八町に「不輸租田」と記してあるが、その意味は大貞社免の十町三反の池永名は、宇佐宮に輸せず、大貞社に輸したことである。だから承久三年の時点において下宮造宮料所という本来の目的に合する、下毛庄の庄田は67%余に過ぎなかつたのである。この理由によつて、前記弘安元年の「大宮司宇佐公有下文」に「不嫌不輸別納、不論定田免田、平均令催促」とある意味がよくわかる。

弘安七（一二八四）年の「豊前国下毛庄検注帳案」（永弘文書）に、

下毛庄

得永以下名々弘安六年検注坪付事、

合見作十七丁四段廿代

損田六町三反廿

合廿三丁七段卅 又加一丁三反

得田 六町九反

除五丁六段内

若宮田一丁 山神田三反

歳神田三反

多立田石屋田三反

横尾妙見田二反

阿弥陀田五反

門田貳丁

（三反脱力） 桧物給一丁

定得壱町

弘安七年二月廿七日

田 所

とある。

これが承久三年から六十二年後の弘安六年の下毛庄のすがたである。下毛庄は二十三町七段卅の小庄となり、そのうち損田六町三反余、除田五町六段を差引けば、定得田一町という有様である。これでは有名無実の下毛庄ということになる。承久三年の下毛庄総田数は三百六十四町余、弘安六年の総田数は二十三町余、三百四十一町ばかりが減少しているがこれはどうしたことか。承久三年の除田は殆んどここでは下毛庄から外されている。例えば、下毛庄大貞社免の池永名を例にとれば、大貞社に輸租しなければならないと共に、下宮造営料所としての役も勤めなければならない。両方は出来ないから池永名は大貞社領として、下毛庄から落してある。このようにして下毛庄から外した庄田が百十八町余であったとしても、なほ二百二十四町余はどうなったのであろうか。おそらく、地領御家人によって浸掠されたと思われるが、二百二十四町がいつ誰によつてどれだけ押領されたかということを証明する史料は殆んどない。

院免庄勅免庄として立券した下毛庄の元來のすがたが国半不輸の神領であり、殊に加地子起請田は有力な小土豪の請負田であつたから、これら小土豪が地頭御家人となり下毛庄から離脱したのであろう。

註 (1) 金堂免とは恐らく弥勒寺金堂免であろう。若しそうであったとしたしら弥勒寺領であり、当然得善名にはいるべきものである。得善名

は弥勒寺領の中で宇佐宮の常見名田と同じく初めは国半不輸地であったと推察される。この点後考に俟つこととする。

(2) 猪山神社は現下毛郡三光村にある八幡宮、旧宇佐宮攝社。

(3) 大貞八幡宮は現中津市大貞にある。宇佐宮行幸会の神駿はこの神社の御神体である御池の薦をもつて大神氏が、下宮の鵜羽屋で作った。社司は宇佐氏。旧宇佐宮攝社。

(4) 大根川神社は宇佐宮行幸会八ヶ社の一つ。社司は宇佐氏。永弘文書に承久元（一二一九）年の行幸会に、稻男・豊利・成久・今行から進上したことを記した「宇佐宮行幸会大根川社進物送状案」がある。

(5) 倭名類聚抄による。

(6) 宇佐大鏡による。

(7) 香丸については、永弘文書に、正治二（一一〇〇）年の「大宰府帖」があつて委しいきさつが記されている。

## 五 宇佐 庄

宇佐郡の常見名田は、大鏡の記述によれば、二百余町あつた。宇佐郡には、野麻・酒井・葛原・封戸・向野・広山・垣田・高家・深見・辛島の十郷があつた<sup>(1)</sup>。そのうち、宇佐宮に貢納された封戸二百十戸は封戸・向野・辛島・高家の四郷各五十戸と葛原郷の五十戸の内十戸であつたと想像される。葛原郷の残り四十戸は国領として残つたと思われる。又野麻郷<sup>(?)</sup>の一部に位田等を相博して立券した国免庄宇佐宮領新開庄が寛弘六（一〇〇九）年以前に成立し、成立年次不明の御許山領佐田庄が野麻郷<sup>(?)</sup>佐田谷に、成立年次不明の御許山領深見庄が深見郷に、平安後期成立と思われる弥勒寺領広山庄が広山郷に、又弥勒寺領津房庄が野麻郷<sup>(?)</sup>津房谷に成立していた。なお山下保・日足庄等も弥勒寺領であったから、宇佐宮領常見名田となる土地は少なかつたので二百町余という数字が出たのであろう。安元々年宇佐庄成立時の田数は不明である。宇佐庄を調べるには、ただ個々の文書記録を、拾い出す以外に方法はない。

応長元（一一一）年の「明茂行景連署御炊殿造営料米請取状」（永弘文書）には、「宇佐庄内葛原光貞五反分」<sup>(3)</sup>の御炊殿造営狼米を受取つたことがみえる。弘安九（一二八六）年の「豊前国留守所下文」（樋田文書）には「宇佐庄内山下保藤丸名」とあり、弘長元（一二六一）年の「山下保藤丸名国検田皆免切符」（永弘文書）に、検注大使得分として藤丸名八町一反があり、これは建長七（一二五五）年の「豊前国留守所下文」（到津文書）によれば、宇佐官行幸会御供米料所となつてゐる。宇佐宮常見名田が、一円不輸の神領常見庄となれば、国衙の検注も必要であるから、検注大使の得分田を行幸会料所として寄進したと考えるのは早計である。その故は、常見名田が宇佐庄という一円庄に変質した時、検注大使をおく必要はないからである。元来山下保は弥勒寺領であつて、「弥勒寺喜多院所領注進」（石清水文書）によれば「山下別符」となつてゐる。広山庄

の別符であろう。そうすると山下別符は国半不輸領であった可能性が強く、ここには国衙の検注が必要である。そこで国衙は山下保の検注大使得分田藤丸名を山下保からぬきとり、宇佐庄に入れ、それが又、行幸会御供米料所となつたものであろう。暦応五（一三四二）年「宇佐宮寺供僧米暹申状」（宮成文書）に、「宇佐庄横山浦成弘名壱町」を供僧米暹が若宮經番料所として申請い、大宮司の外題判によつて許されている。

ここで問題になるのは、右文書の宇佐庄が横山浦全般にかかるのか、それとも成弘名だけにかかるのかの問題がある。厳密にいえば成弘名だけにかかると考へるのが至当である。しかし筆者は横山浦全部にかかると考へたいのである。延慶三（一三一〇）年の「番長宇佐愛助申状」（永弘文書）に、横山浦末弘名三段（これを今手という）が行幸会瀬社御供免田となつてゐる。この文書の事実文書の中に「自半不輸之当初、迄于庄号之今」の語があり、この「庄号」の庄は宇佐庄以外に考へられない。これをもつて横山浦が宇佐庄であつたことの傍証としたい。

横山浦が宇佐庄であるならば、天文十九（一五五〇）年の「宇佐宮佐古山政所心乘坊公円書状」（元重実文書）に、横山浦三十町が「宇佐宮日御供料所卅町」とあり、横山浦四ヶ名ともいわれたこの地は、本来の使命以外の宇佐宮日御供料所に変つてゐる。今までの宇佐庄を整理すると、

- A 葛原郷光貞名 五反 下宮造宮料所
- B 山下保藤丸名 八町一反 行幸会御供米料所
- C 横山村成広名 一町 若宮經番料所
- D 横山浦末弘名 三反 行幸会瀬社御供米料所
- E 横山浦四ヶ名 三十町 宇佐宮日御供料所

となる。右によつて見るに、宇佐宮領宇佐庄として本来の目的で生きているのは、葛原郷光貞名の五反だけであつて、他は皆他の目的に転用されている。名目は宇佐庄であつても、他の目的に使われていれば、宇佐庄検田目録を作つたとすれば、除田

である。宇佐庄として残るのは葛原郷光貞名の五反だけという有名無実の宇佐庄となる。結局下毛庄と同じ経過をたどっていることがわかる。

註 (1) 倭名類聚抄による。

(2) 大府宣案（正覚寺文書） 中野幡能氏所藏。

大府宣 大宰府在庁官人等

可早任序宣、八幡宇佐本宮御許山領、豊前国宇佐郡佐田・深見両庄事

右件両庄事、帶去永和二年十月九日裁許、任当知行之旨、可令執務之状、如件、在庁官人等宣承知、依宣行之、以宣、

天文八年四月十二日

（脱）

深見庄が御許山領であることがわかる。

(3) 「葛原光貞」とは葛原郷光貞名のことであろう。葛原郷は律令制下では五十戸の郷であり、その内の十戸が宇佐宮領葛原郷になったもので、残り四十戸分は国領葛原郷として残り、常見名田→恒見庄となつたものもある。光貞名は国領として残り常見庄となつたもの的一部である。中世文書によって葛原郷の位置比定を従来の研究者が行なっているが、これは宇佐宮領となつた葛原郷であって、残四十戸分（国領）の史料は殆んど見つからないという現状である。律令制の葛原郷と、宇佐宮領の葛原郷を混同してはならない。この混同が従来の宇佐宮領位置比定のガンとなっている。甚しきは根拠不明の明治の記録によって宇佐宮封郷の領域比定に使つている。これでは律令制の郷域比定は不可能である。

## 六 おわりに

院免庄・勅免庄として安元元年に出発した常見庄七庄（或は八庄か）のうち、下毛庄と宇佐庄を見てきたが、下毛郡常見名田七百町は、下毛庄という一円不輸の院免庄・勅免庄となつたが、弘安七年には定得一町という悲惨な姿となつてゐる。同じく宇佐庄にしても、葛原郷光貞名五反が応長元年まで宇佐庄下宮造営料所として残つていた。尤も史料として残らない宇佐庄

もあつたことが想像されるが、我々は史料を基として考えるより外に方法はない。

南北朝時代の終期に下宮造営を行なうことになつたが、至徳四年（一三八七）の「九州探題今川了俊書下案」（益永文書）に、八幡宇佐宮下宮御炊殿御造営之事、以豊前国神領段別錢、可有修造之間、差遣使節、堅可被致沙汰也、若背催促前大宮司以下神官社僧并地頭御家人等、寄事於左右有難波儀者、社家相共点置下地、於造営之間可被付修理料所之状、依仰執達如件、とある。この書下案によれば、下宮造営料所常見庄は滅亡の状況にあつたため、豊前国神領をもつて下宮造営料所としたことがわかる。この文書は下宮造営料所常見庄終焉の宣告文の役を果していいるようである。

### 〔お知らせ〕

渡辺 澄夫 著 『源平の雄 緒方三郎惟栄』

(B6版・二〇〇頁)

定価一、五〇〇円

※ 近くの書店にお申し込みいただくとともに、

知人に広くPRしてくださいと願います。